

# 下水道分野における ISO 55001 適用ユーザーズガイド

(中間報告)

平成 25 年 10 月

下水道分野における ISO55001 適用ガイドライン検討委員会

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

# 目 次

1	ISO55001 導入のための基礎知識.....	1-1
1-1	規格開発の経緯・背景 .....	1-1
1-2	関連規格 .....	1-3
1-2-1	ISO5500x シリーズ.....	1-3
1-2-2	ISO55000 (概要、原則、用語) .....	1-4
1-2-3	ISO55001 (要求事項) .....	1-5
1-2-4	ISO55002 (ガイドライン) .....	1-6
1-3	規格のポイント.....	1-8
1-3-1	ISO55001 の意義 (文章検討中) .....	1-8
1-3-2	ISO55001 の概要と特徴.....	1-8
1-3-3	ISO におけるマネジメントシステム規格の整合化のための共通要素.....	1-9
2	ISO55001 規格の解説 .....	2-1
2-1	「4 組織の状況」 .....	2-1
2-1-1	「4.1 組織及びその状況の理解」 .....	2-1
2-1-2	「4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解」 .....	2-2
2-1-3	「4.3 アセットマネジメントシステムの適用範囲の決定」 .....	2-3
2-1-4	「4.4 アセットマネジメントシステム」 .....	2-4
2-2	「5 リーダーシップ」 .....	2-5
2-2-1	「5.1 リーダーシップとコミットメント」 .....	2-5
2-2-2	「5.2 方針」 .....	2-7
2-2-3	「5.3 組織の役割、責任、権限」 .....	2-8

(以降、「6.計画」～「10.改善」まで、つづく)

# 1 ISO55001 導入のための基礎知識

## 1-1 規格開発の経緯・背景

- ・ 2009年8月、イギリス規格協会（BSI：British Standards Institution）より、国際標準化機構（ISO：International Organization for Standardization）に対して、アセットマネジメントシステムをISOの新業務項目にするよう提案
- ・ BSIの提案は、アセットマネジメント研究所（IAM：The Institute of Asset Management）とともに作成し、イギリス等で既に採用されているPAS55（公開仕様書PAS：Publicly Available Specification）をそのベースとするもの
- ・ PAS55が物的アセットに特化していることや、ISOのマネジメントシステム規格のための合同技術調整グループ（JTCG：Joint Technical Coordinating Group）が提唱する上位構造Guide83（High Level Structure）との整合性が問われたため、ISOとして全面的な見直しを決定
- ・ 2010年6月の英国・ロンドンでの準備会合で、原案作成を担当するプロジェクトコミッティー（PC251）の設立が決議され、第1回目のワーキンググループ（WG）の会合が2011年3月にオーストラリア・メルボルンで開催
- ・ 以降、米国・ワシントンDC、南アフリカ・プレトリア、チェコ・プラハ、カナダ・カルガリーとWGが開催され、ドラフト作成、各国からのコメント依頼、同コメントを踏まえたドラフトの書き直しを繰り返し、2014年2月に正式発行
  - 第1回 オーストラリア・メルボルン（2011年2月）：全体方針、WD1を議論
  - 第2回 米国・アーリントン（2011年10月）：WD2～CD1を議論
  - 第3回 南アフリカ・プレトリア（2012年2月）：CD2を議論
  - 第4回 チェコ・プラハ（2012年6月）：CD2～DISを議論
  - 第5回 カナダ・カルガリー（2013年5月）：DIS～FDISを議論
- ・ 日本では、一般社団法人京都ビジネスリサーチセンター（KBRC：Kyoto Business Research Center）が国内審議委員会の事務局となり活動

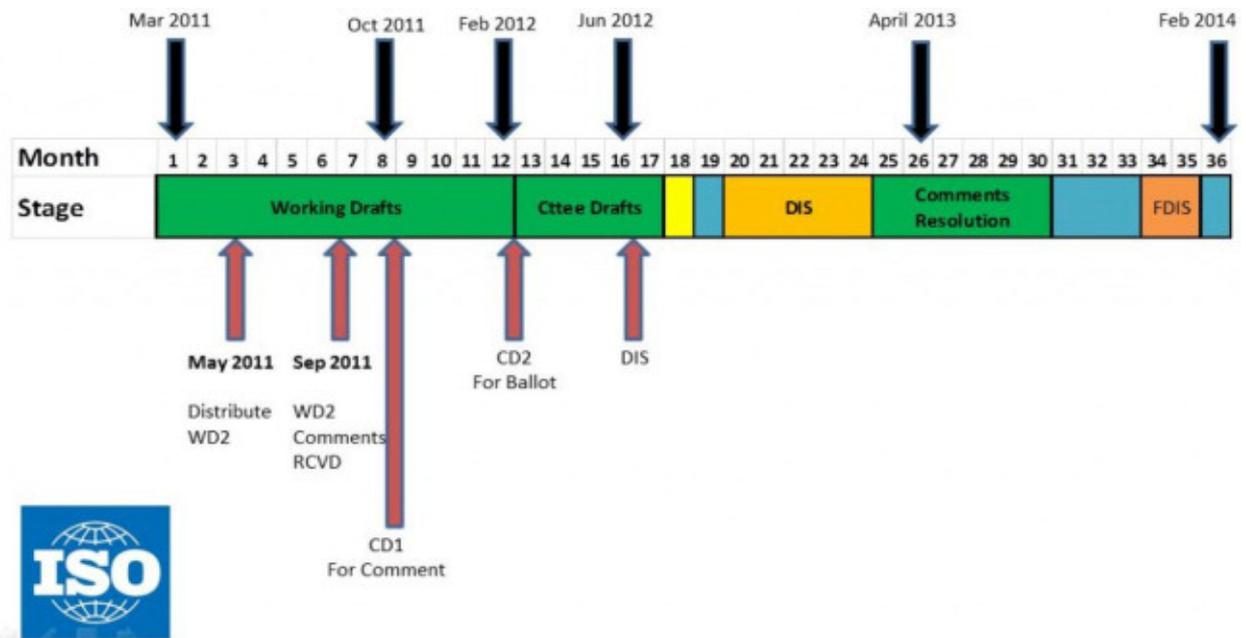


図 1-1 ISO5500x 規格化のスケジュール

**(参考：下水道分野におけるアセットマネジメント国際規格の検討について)**

- ・ 下水道分野については、2002年にISO/TC224が設置され、上下水道サービス事業に関する国際規格化に向けた作業が開始され、TC224では、飲料水供給・下水処理事業の運営管理に関する基本事項の規格化を図ることを目的として、上下水道システム管理のガイドライン、サービスの品質基準、業務指標などを規定することが目指された。
- ・ 2007年11月のISO/TC224総会（於：東京）において、2011年までにアセットマネジメントの規格づくりを行うことが決議され、ワーキンググループ6（WG6）が設置された。
- ・ 他のインフラも対象とした総合的なアセットマネジメントについて国際規格化する検討が別の委員会（PC251）で開始されたことを受け、2010年11月にドイツ・ボンで開催されたWG6の会議では、両規格の役割分担や関係のあり方が議論された。
- ・ その結果、インフラ全体に共通するアセットマネジメントの一般的な考え方はPC251の規格に従い、TC224規格からアセットマネジメントを外す代わりに、TC224規格は上下水道分野の技術に特化した部分を強化して、具体的な実施ツールとすることで両規格を連動させる方向となった。
- ・ TC224にも新たな専門チームを設置して集中的に進めることとなり、日本も専門チームに参加することとなった。

## 1-2 関連規格

### 1-2-1 ISO5500x シリーズ

- ・ ISO5500x シリーズは、ISO55000 Asset management - Overview, principles and terminology (概要、原則、用語)、ISO55001 Asset management - Management systems - Requirements (マネジメントシステム—要求事項)、ISO55002 Asset management - Management systems - Guidelines on the application of ISO55001 (マネジメントシステム—適用におけるガイドライン) で構成
- ・ ISO55000 はアセットマネジメントの原則、ISO55001 はアセットマネジメントを動かすしくみ (マネジメントシステム) の要求事項、ISO55002 はマネジメントシステムを適用するためのガイドラインを規定
- ・ アセットマネジメントを単なる施設の維持管理の活動と捉えず、アセットを保有・管理する組織が、計画策定・運用・パフォーマンス評価・改善といった要求事項を遵守しつつ、国際標準に則ったアセットマネジメントを実施する仕組みを構築することがねらい

## 1-2-2 ISO55000 (概要、原則、用語)

- ・ ISO55000 は、アセットマネジメント、アセットマネジメントとは何か、原則や用語の定義など、概要を示すもの
- ・ 目次構成は以下の通りで、導入部 (目的、他の基準との関係、対象、本規格の利益)、適用範囲、アセットマネジメント、用語の定義について解説

Foreword (まえがき)
Introduction (導入)
0.1 Purpose (目的)
0.2 Relationship with other standards (他の基準との関係)
0.3 Target audience (対象)
0.4 Benefits of the standards (基準の利益)
1 Scope (適用範囲)
2 Asset management (アセットマネジメント)
2.1 Introduction (導入)
2.2 Benefits of Asset Management (アセットマネジメントの利益)
2.3 Assets (アセット)
2.4 Overview of asset management (アセットマネジメントの概観)
2.4.1 General (一般)
2.4.2 Fundamentals (基礎)
2.4.3 The relationship of the asset management system to asset management (アセットマネジメントに対するアセットマネジメントシステムの関係)
2.5 Overview of the asset management system (アセットマネジメントシステムの概観)
2.5.1 General (一般)
2.5.2 Benefits of an asset management system (アセットマネジメントシステムの利益)
2.5.3 Elements of an asset management system (アセットマネジメントシステムの要素)
2.6 The integrated management systems approach (統合マネジメントシステムの方法)
3 Terms and definitions (用語と定義)
3.1 General terms (一般用語)
3.2 Terms relating to 'assets' (アセットに関係する用語)
3.3 Terms relating to 'asset management' (アセットマネジメントに関係する用語)
3.4 Terms relating to 'asset management system' (アセットマネジメントシステムに関係する用語)
Annex A (informative) Commonly used terms (共通用語)
Annex B (informative) Information on asset management activities (アセットマネジメント活動についての情報)
Annex C (informative) Relationship between key elements of an asset management system (アセットマネジメントシステムの主要要素間の関係)
Bibliography (用語)

### 1-2-3 ISO55001（要求事項）

- ・ ISO55001 は、アセットマネジメントシステムの導入にあたって遵守すべき事項（要求事項）を示すもの（文章は「shall」（～しなければならない）と表現）
- ・ 目次構成は以下の通りで、ISO マネジメントシステム規格の共通要素に適合

1. Scope（適用範囲）
2. Normative references（引用規格）
3. Terms and definitions（用語及び定義）
4. Context of the organization（組織の状況）
4.1 Understanding the organization and its context（組織及びその状況の理解）
4.2 Understanding the needs and expectations of stakeholders（利害関係者のニーズ及び期待の理解）
4.3 Determining the scope of the asset management system（アセットマネジメントシステムの適用範囲の決定）
4.4 Asset management system（アセットマネジメントシステム）
5. Leadership（リーダーシップ）
5.1 Leadership and commitment（リーダーシップ及びコミットメント）
5.2 Policy（方針）
5.3 Organizational roles, responsibilities and authorities（組織の役割、責任及び権限）
6. Planning（計画）
6.1 Actions to address risks and opportunities for the asset management system（リスク及び機会への取組み）
6.2 Asset management objectives and planning to achieve them（アセットマネジメント目的及びそれを達成するための計画策定）
6.2.1 Asset management objectives（アセットマネジメント目的）
6.2.2 Planning to achieve asset management objectives（アセットマネジメント目的を達成するための計画策定）
7. Support（支援）
7.1 Resources（資源）
7.2 Competence（力量）
7.3 Awareness（認識）
7.4 Communication（コミュニケーション）
7.5 Information requirements（情報の要求）
7.6 Documented information（文書化された情報）
7.6.1 General（一般）
7.6.2 Create and update（作成及び更新）
7.6.3 Control of documented Information（文書化された情報の管理）
8. Operation（運用）
8.1 Operational planning and control（運用の計画及び管理）
8.2 Management of change（変化のマネジメント）
8.3 Outsourcing（外注）
9. Performance Evaluation（パフォーマンス評価）
9.1 Monitoring, measurement, analysis and evaluation（監視、測定、分析及び評価）
9.2 Internal Audit（内部監査）
9.3 Management review（マネジメントレビュー）
10. Improvement（改善）
10.1 Nonconformity and corrective action（不適合及び是正処置）
10.2 Preventive action（予防的行動）
10.3 Continual improvement（継続的改善）

## 1-2-4 ISO55002 (ガイドライン)

- ・ ISO55002 は、ISO55001 の要求事項を満たすためのガイドラインを示すもの (文章は「should」(～することが望ましい) と表現)
- ・ 目次構成は以下の通りで、ISO55001 の目次構成に合致

1. Scope (適用範囲)
2. Normative references (引用規格)
3. Terms and definitions (用語及び定義)
4. Context of the organization (組織の状況)
4.1 Understanding the organization and its context (組織及びその状況の理解)
4.2 Understanding the needs and expectations of stakeholders (利害関係者のニーズ及び期待の理解)
4.3 Determining the scope of the asset management system (アセットマネジメントシステムの適用範囲の決定)
4.4 Asset management system (アセットマネジメントシステム)
5. Leadership (リーダーシップ)
5.1 Leadership and commitment (リーダーシップ及びコミットメント)
5.2 Policy (方針)
5.3 Organizational roles, responsibilities and authorities (組織の役割、責任及び権限)
6. Planning (計画)
6.1 Actions to address risks and opportunities for the asset management system (リスク及び機会への取組み)
6.2 Asset management objectives and planning to achieve them (アセットマネジメント目的及びそれを達成するための計画策定)
6.2.1 Asset management objectives (アセットマネジメント目的)
6.2.2 Planning to achieve asset management objectives (アセットマネジメント目的を達成するための計画策定)
7. Support (支援)
7.1 Resources (資源)
7.2 Competence (力量)
7.3 Awareness (認識)
7.4 Communication (コミュニケーション)
7.4.1 General (一般)
7.4.2 Communication Plan (コミュニケーション計画)
7.4.3 Communication Plan Content (コミュニケーション計画の内容)
7.5 Information requirements (情報の要求)
7.6 Documented information (文書化された情報)
7.6.1 General (一般)
7.6.2 Create and update (作成及び更新)
7.6.3 Control of documented information (文書化された情報の管理)
8. Operation (運用)
8.1 Operational planning and control (運用の計画及び管理)
8.2 Management of change (変化のマネジメント)
8.3 Outsourcing (外注)
9. Performance Evaluation (パフォーマンス評価)
9.1 Monitoring, measurement, analysis and evaluation (監視、測定、分析及び評価)
9.1.1 General (一般)
9.1.2 Evaluation of the performance of the asset portfolio and asset management processes (アセットポートフォリオとアセットマネジメントプロセスのパフォーマンス評価)
9.2 Internal Audit (内部監査)
9.3 Management review (マネジメントレビュー)

10. Improvement (改善)

10.1 Nonconformity and corrective action (不適合及び是正処置)

10.1.1 General (一般)

10.1.2 Processes for the investigation of asset-related nonconformities and incidents (アセット関係の不適合及び事故の調査プロセス)

10.1.3 Processes for implementing corrective actions (是正処置の実施プロセス)

10.2 Preventive action (予防的行動)

10.3 Continual improvement (継続的改善)

Annex A Information on asset management activities (informative)

Bibliography

### 1-3 規格のポイント

#### 1-3-1 ISO55001 の意義 (文章検討中)

- アセットマネジメントが求められる背景
  - 建設の時代から維持管理の時代へと変化
  - ✓ 高度成長期に建設された大量設備の更新時期が到来
  - ✓ 経年劣化に伴い信頼性が低下してトラブルが増加
  - ✓ 維持管理技術が進歩し、延命化が可能に
- 財政の制約
- 熟練者の退職等による技術や暗黙知の喪失
- 法令順守や社会的責任に対するニーズの高まり
  - 公共サービスの向上のためのシステムの最適化
  - サービスのニーズとインフラの状況の把握
  - 効率的、効果的なインフラの管理、運営
  - 教育や訓練による力量の獲得
  - プロセスや手順の文書化
  - モニタリングと改善

#### 1-3-2 ISO55001 の概要と特徴

規格番号	ISO 55001
開発機関	国際標準化機構 (ISO : International Organization for Standardization) PC251
規格の種類	国際規格 (IS : International Standard) タイプ : マネジメントシステム規格 (MSS : Management System Standard)
タイトル	アセットマネジメント - マネジメントシステム - 要求事項 (Asset management - Management systems - Requirements)
適用範囲の概要	全ての種類の資産、全ての種類と大きさの組織に適用可能。(特に、物的資産のマネジメントに利用されることを意図しているが、他の種類の資産への適用を妨げない)
引用規格	ISO55000 Asset management - Overview, principles and terminology (概要、原則、用語)
各章の構成	1章 適用範囲 (Scope) 2章 引用規格 (Normative references) 3章 用語及び定義 (Terms of definition) 4章 組織の状況 (Context of organization) 5章 リーダーシップ (Leadership) 6章 計画 (Planning) 7章 支援 (Support) 8章 運用 (Operation) 9章 パフォーマンス評価 (Performance Evaluation) 10章 改善 (Improvement)

### 1-3-3 ISOにおけるマネジメントシステム規格の統合化のための共通要素

- ・ ISO/TMB（技術管理評議会）/TAG13-JTCG（合同技術調整グループ）が、ISO マネジメントシステム規格の共通要素（基本構造（上位構造）、共通用語・定義及び共通要求事項（マネジメントシステム規格共通テキスト））を開発
- ・ 開発段階では Guide83 と呼ばれ、最終的には ISO/IEC 専門業務用指針の補足指針の附属書 SL「マネジメントシステム規格の提案」として 2012 年 5 月に公表

#### （ISO マネジメントシステム規格の基本構造（HLS : High Level Structure（上位構造））

1. Scope（適用範囲）
2. Normative references（引用規格）
3. Terms and definitions（用語及び定義）
4. Context of the organization（組織の状況）
5. Leadership（リーダーシップ）
6. Planning（計画）
7. Support（支援）
8. Operation（運用）
9. Performance Evaluation（パフォーマンス評価）
10. Improvement（改善）

※ 4, 5, 6, 7 が Plan、8 が Do、9 が Check、10 が Action に相当

#### （ISO マネジメントシステム規格の共通用語・定義）

- ・ Organization（組織）
- ・ interested party/stakeholder（利害関係者/ステークホルダー）
- ・ requirement（要求事項）
- ・ management system（マネジメントシステム）
- ・ top management（トップマネジメント）
- ・ effectiveness（有効性）
- ・ policy（方針）
- ・ objective（目的）
- ・ risk（リスク）
- ・ competence（力量）
- ・ documented information（文書化された情報）
- ・ process（プロセス）
- ・ performance（パフォーマンス）
- ・ outsource（外部委託する）
- ・ monitoring（監視）
- ・ measurement（測定）
- ・ audit（監査）
- ・ conformity（適合）
- ・ non-conformity（不適合）
- ・ correction（修正）
- ・ corrective action（是正措置）
- ・ continual improvement（継続的改善）

(ISO マネジメントシステム規格の共通要求事項 (共通テキスト))

<p>1. Scope (適用範囲)</p> <p>2. Normative references (引用規格)</p> <p>3. Terms and definitions (用語及び定義)</p>	-
<p>4. Context of the organization (組織の状況)</p> <p>4.1 Understanding the organization and its context (組織及びその状況の理解)</p> <p>4.2 Understanding the needs and expectations of interested parties (利害関係者のニーズ及び期待の理解)</p> <p>4.3 Determining the scope of the XXX management system (XXX マネジメントシステムの適用範囲の決定)</p> <p>4.4 XXX management system (XXX マネジメントシステム)</p> <p>5. Leadership (リーダーシップ)</p> <p>5.1 Leadership and commitment (リーダーシップ及びコミットメント)</p> <p>5.2 Policy (方針)</p> <p>5.3 Organizational roles, responsibilities and authorities (組織の役割、責任及び権限)</p> <p>6. Planning (計画)</p> <p>6.1 Actions to address risks and opportunities (リスク及び機会への取組み)</p> <p>6.2 XXX objectives and planning to achieve them (XXX 目的及びそれを達成するための計画策定)</p> <p>7. Support (支援)</p> <p>7.1 Resources (資源)</p> <p>7.2 Competence (力量)</p> <p>7.3 Awareness (認識)</p> <p>7.4 Communication (コミュニケーション)</p> <p>7.5 Documented information (文書化された情報)</p> <p>7.5.1 General (一般)</p> <p>7.5.2 Create and update (作成及び更新)</p> <p>7.5.3 Control of documented Information (文書化された情報の管理)</p>	Plan
<p>8. Operation (運用)</p> <p>8.1 Operational planning and control (運用の計画及び管理)</p>	Do
<p>9. Performance Evaluation (パフォーマンス評価)</p> <p>9.1 Monitoring, measurement, analysis and evaluation (監視、測定、分析及び評価)</p> <p>9.2 Internal Audit (内部監査)</p> <p>9.3 Management review (マネジメントレビュー)</p>	Check
<p>10. Improvement (改善)</p> <p>10.1 Nonconformity and corrective action (不適合及び是正処置)</p> <p>10.2 Continual improvement (継続的改善)</p>	Action

- ・ ISO55001 は、共通要求事項をもとに以下の構成となっている（下線は ISO55001 独自の項目）

1. Scope（適用範囲）
2. Normative references（引用規格）
3. Terms and definitions（用語及び定義）
4. Context of the organization（組織の状況）
4.1 Understanding the organization and its context（組織及びその状況の理解）
4.2 Understanding the needs and expectations of <u>stakeholders</u> （利害関係者のニーズ及び期待の理解）
4.3 Determining the scope of the asset management system（アセットマネジメントシステムの適用範囲の決定）
4.4 Asset management system（アセットマネジメントシステム）
5. Leadership（リーダーシップ）
5.1 Leadership and commitment（リーダーシップ及びコミットメント）
5.2 Policy（方針）
5.3 Organizational roles, responsibilities and authorities（組織の役割、責任及び権限）
6. Planning（計画）
6.1 Actions to address risks and opportunities <u>for the asset management system</u> （リスク及び機会への取組み）
6.2 Asset management objectives and planning to achieve them（アセットマネジメント目的及びそれを達成するための計画策定）
<u>6.2.1 Asset management objectives（アセットマネジメント目的）</u>
<u>6.2.2 Planning to achieve asset management objectives（アセットマネジメント目的を達成するための計画策定）</u>
7. Support（支援）
7.1 Resources（資源）
7.2 Competence（力量）
7.3 Awareness（認識）
7.4 Communication（コミュニケーション）
<u>7.5 Information requirements（情報の要求）</u>
7.6 Documented information（文書化された情報）
7.6.1 General（一般）
7.6.2 Create and update（作成及び更新）
7.6.3 Control of documented information（文書化された情報の管理）
8. Operation（運用）
8.1 Operational planning and control（運用の計画及び管理）
<u>8.2 Management of change（変化のマネジメント）</u>
<u>8.3 Outsourcing（外注）</u>
9. Performance Evaluation（パフォーマンス評価）
9.1 Monitoring, measurement, analysis and evaluation（監視、測定、分析及び評価）
9.2 Internal Audit（内部監査）
9.3 Management review（マネジメントレビュー）
10. Improvement（改善）
10.1 Nonconformity and corrective action（不適合及び是正処置）
<u>10.2 Preventive action（予防的行動）</u>
<u>10.3 Continual improvement（継続的改善）</u>

## 2 ISO55001 規格の解説

※逐条解説の記述に際しては、「ISO22301:2012 事業継続マネジメントシステム 要求事項の解説」(日本規格協会)、ISO22301 徹底解説(勝俣良介著、オーム社)を参考とした。

### 2-1 「4 組織の状況」

#### 2-1-1 「4.1 組織及びその状況の理解」

組織は、その目的に関連し、かつ、アセットマネジメントシステムの意図した成果を達成する組織の能力に影響を与える、外部及び内部の課題を決定しなければならない。

(仮訳)

#### 【解説】

アセットマネジメントシステムの導入にあたっては、組織の置かれた内外の状況を理解することが必要です。言い換えれば、組織がどのような経営方針・戦略の下で、どのような組織体制で、何をしようとしているのか、さらに組織を取り巻く環境がどのような影響を与えるのか、などを理解することが必要になります。具体的には、組織内外の状況として、以下のような事項が考えられます。

#### (組織内の状況)

経営方針、戦略、戦術、目的、組織体制、事業活動内容、組織内外の利害関係者への義務など

#### (組織外の状況)

組織を取り巻く政治的、社会的、経済的な環境、適用される法令・規則、市場における競争状況や業界の動向、直接の取引のある顧客・サプライヤとの関係

これらの組織内外の状況は、アセットマネジメントの方針や目的を決定するにあたって、考慮されなければならない重要な要素となります。

#### 【ポイント】

① 地方公共団体の場合

② 民間事業者の場合

## 2-1-2 「4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解」

組織は、次の事項を決定しなければならない。

- アセットマネジメントシステムに関連する利害関係者
- アセットマネジメントに関連する利害関係者の要求と期待
- アセットマネジメントの意思決定の基準
- アセットマネジメントに関する財務的、非財務的情報を記録し、内部及び外部に報告することに対する利害関係者の要求事項

(仮訳)

### 【解説】

アセットマネジメントシステムの導入にあたっては、組織内外の利害関係者の要求やニーズ、組織が与える可能性のある影響も考慮しなければなりません。アセットマネジメントシステムに関連する利害関係者は、組織内では組織の従業員、株主など、組織外では顧客、利用者、政府組織、地域コミュニティなど広範に及びます。また、組織とこれら利害関係者との利害関係も様々です。さらに組織は、アセットマネジメントに対する意思決定の基準を決定したり、アセットマネジメントに係る財務的情報と非財務的情報を記録し、内部・外部に報告することに対する利害関係者の要求事項を決定しなければなりません。意思決定の基準や利害関係者の要求事項については、利害関係者のニーズや期待を理解した上で、定められます。

### 【ポイント】

① 地方公共団体の場合

② 民間事業者の場合

### 2-1-3 「4.3 アセットマネジメントシステムの適用範囲の決定」

組織は、アセットマネジメントシステムの適用範囲を定めるために、アセットマネジメントシステムの境界と適用可能性を決定しなければならない。この適用範囲を決定する際には、組織は次の事項を考慮しなければならない。

- ・ 4.1 で規定した外部および内部の課題
- ・ 4.2 に規定した要求事項
- ・ もし使われるのであれば、他のマネジメントシステムとの連携

組織は、アセットマネジメントシステムの適用範囲がカバーするアセットポートフォリオを定義しなければならない。その適用範囲は文書化された情報で入手されなければならない。

(仮訳)

#### 【解説】

アセットマネジメントシステムの導入にあたっては、アセットマネジメントシステムを組織のどの範囲に適用するかを決定し、文書にしなければなりません。その際には、要求事項 4.1 で規定した組織の外部・内部の課題、4.2 で規定した利害関係者のニーズおよび期待、もし使われるのであれば他のマネジメントシステムとの関係を考慮しなければなりません。また、組織はアセットマネジメントシステムの適用範囲がカバーするアセットポートフォリオを決定しなければなりません。アセットポートフォリオは、適用範囲に含まれる組織・事業のアセットの明細で、例えば施設台帳、管財台帳のようなものが該当します。

アセットマネジメントシステムの適用範囲は文書化された情報として利用可能な状態となっていなければならない、それは対象となる事業・サービス、部署・拠点等から決定されます。適用範囲を決定することにより、アセットマネジメントシステムが依存する組織の内外の資源も特定されることとなります。

#### 【ポイント】

① 地方公共団体の場合

② 民間事業者の場合

#### 2-1-4 「4.4 アセットマネジメントシステム」

組織は、この国際規格の要求事項に従って、必要とされるプロセスやそれらの相互作用を含め、アセットマネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、継続的に改善しなければならない。アセットマネジメントのための戦略的な計画では、アセットマネジメントの目標の実現を支援するためのアセットマネジメントシステムの役割を文書化しなければならない。

(仮訳)

#### 【解説】

ISO55001 がアセットマネジメントシステムの要求事項を示す規格であり、組織はそれに従って、アセットマネジメントシステムの確立、実施、維持、継続改善を行うことを義務づけています。さらに組織は「戦略的アセットマネジメント計画」を策定しなければなりません。「戦略的アセットマネジメント計画」は、アセットマネジメントの目的達成を支援するアセットマネジメントシステムの役割を文書化したものを含み、組織のアセットマネジメントの方針に従って策定します。

#### 【ポイント】

① 地方公共団体の場合

② 民間事業者の場合

## 2-2 「5 リーダーシップ」

### 2-2-1 「5.1 リーダーシップとコミットメント」

トップマネジメントは、アセットマネジメントシステムに関して、以下のことによってそのリーダーシップとコミットメントを実証しなければならない。

- ・ アセットマネジメントシステム方針、戦略的アセットマネジメントプラン(SAMP)及びアセットマネジメントシステム目標が確立され、組織の戦略的な方向性に矛盾のないことを確実にすること
- ・ アセットマネジメントシステムの要求事項を組織の業務プロセスに統合することを確実にすること
- ・ アセットマネジメントシステムのための資源が利用可能であることを確実にすること
- ・ 有効なアセットマネジメントの重要性とアセットマネジメントシステムの要求事項に従うことの重要性を伝えること
- ・ アセットマネジメントシステムがその意図する成果を達成することを確実にすること
- ・ アセットマネジメントシステムの有効性に貢献する人々を指導し、支援すること
- ・ 組織の中で部門間協力を促進すること
- ・ 継続的な改善を促進すること
- ・ 責任範囲に対して適用されるリーダーシップを実証するために他の関連するマネジメントシステムの役割を支援すること
- ・ 組織によって使用されるリスク MS とリスクマネジメントのためのアセットマネジメントシステムによって使用されるアプローチの整合性を確実にすること

(注) この国際規格での”ビジネス”という言葉は、組織が存在する目的のためにコアとなる活動を意味すると広く解釈されるべきである。

(仮訳)

アセットマネジメントシステムの導入にあたっては、経営者自身にアセットマネジメントシステムにおける責務を正しく理解してもらうことが必要です。経営者の責務としては、例えば「アセットマネジメントシステムの目的の明確化」「アセットマネジメント方針の周知」「マネジメントレビューへの参画」などがあります。

本節は ISO のマネジメントシステム規格の共通要求事項であるリーダーシップについて規定しています。リーダーシップは、経営者のみならず、マネジメントの職責を担う中間管理職も含まれ、これらの管理者はその指導力を実証する(=demonstrate)ことが求められます。口頭での命令や指示だけでは実証にはならず、管理層が具体の取り組みの中で組織のスタッフに行動で示すものでなければなりません。

具体的な要求事項は、アセットマネジメントの目的を設定し、アセットマネジメントシステムの要求事項を組織の業務プロセスに組み込み、必要な資源を確保し、求められる結果が達成できることを確実にして、アセットマネジメントシステムの重要性を組織内に周知し、それを遵守する重要性を認識させ、関与するスタッフを指示、支援することなどを含め、アセットマネジメントシステムが関連する様々な場面において経営者による目に見える積極的な関与や支援を求めています。

【ポイント】

① 地方公共団体の場合

② 民間事業者の場合

## 2-2-2 「5.2 方針」

トップマネジメントは、以下のアセットマネジメントの方針を確立しなければならない。

- ・ 組織の目的に適合する方針
- ・ アセットマネジメントの木曜を設定する枠組みを提供する方針
- ・ 適用できる要求事項を満足するためのコミットメントを含む方針
- ・ アセットマネジメントシステムの継続的な改善のためのコミットメントを含む方針

アセットマネジメントの方針は；

- ・ 組織の戦略計画と一致していなければならない
- ・ 他の関連する組織の方針と一致していなければならない
- ・ 組織のアセットとその運用の性格と規模に適合していなければならない
- ・ 文書化された情報として利用可能でなければならない
- ・ 組織の中で伝達されなければならない
- ・ ステークホルダーに適切に利用可能なものでなければならない
- ・ 実施され、定期的にレビューされ、更新されなければならない

(仮訳)

### 【解説】

本節では、アセットマネジメント方針の策定・周知を通じて、アセットマネジメントシステムに対する経営者の想いを関係者に広くアピールすることを求めています。「アセットマネジメント方針」は、経営者のアセットマネジメントシステムに対する想いとアセットマネジメント目的を結びつけるものです。アセットマネジメントの方針は経営者がアセットマネジメントシステムを導入するにあたっての指針を示す重要な出発点であり、組織の経営戦略に合致し、アセットマネジメント目的の枠組みを決定します。この方針は、単にアセットマネジメントの方針や方向性を示すだけの文書ではなく、経営者が自ら、アセットマネジメントシステムの取り組みに必要な積極的に関与すること（コミットメントすること）を表明しなければなりません。

### 【ポイント】

① 地方公共団体の場合

② 民間事業者の場合

### 2-2-3 「5.3 組織の役割、責任、権限」

トップマネジメントは、組織の中において、関連する役割のための責任と権限を割り当て、伝達することを確実にしなければならない。

トップマネジメントは、以下のための責任と権限を割り当てなければならない；

- ・ アセットマネジメントシステムが組織の戦略計画の実行を支援することを確実にすること
- ・ アセットマネジメントシステムが戦略的アセットマネジメントプラン（SAMP）の展開を支援することを確実にすること
- ・ アセットマネジメントシステムがこの国際規格の要求事項に適合することを確実にすること
- ・ アセットマネジメントシステムの適合性、適切性、有効性を確実にすること
- ・ アセットマネジメント計画の更新を確立すること
- ・ トップマネジメントにアセットマネジメントシステムの履行状況を報告すること

（仮訳）

#### 【解説】

本節では、経営者はアセットマネジメントシステムの目的の設定、アセットマネジメント方針の策定・周知、その他の ISO55001 の他の要求事項で求められる活動について、その主語が誰であることを明確にすることを求めています。経営者は、アセットマネジメントシステムの取り組みの責任者を任命し、その責任と権限を付与したことを組織内に周知しなければなりません。経営者が、任命したアセットマネジメントシステムへの取り組みの責任者を支援し、責任者の業務遂行を積極的に後押ししていることを組織内に伝えることは重要です。アセットマネジメントシステムへの取り組みを経営者が強くサポートしていることを明確に示すことは、アセットマネジメントシステムの活動が理解され、組織全体でアセットマネジメントシステムを推進していく上で、不可欠です。

また、経営者は定期的にアセットマネジメントシステムの取り組み状況を報告させ、期待通りの効果が出ているのかどうかのレビューが必要です。十分な効果が見られない場合には、個別の状況に応じた経営者からの働きかけが必要になります。

#### 【ポイント】

① 地方公共団体の場合

② 民間事業者の場合